

7 環生第 1 4 7 号
令和 7 年 8 月 2 5 日

北海道知事 鈴木 直道 様

芦別市長 北 村 真

(仮称) 北海道芦別太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する
芦別市としての意見について

令和 7 年 8 月 8 日付環境第 430 号にて通知のありました(仮称) 北海道芦別太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対しての環境影響評価法第 3 条の 7 第 1 項及び主務省令第 1 4 条第 1 項に基づく意見照会について、下記のとおり意見を提出いたします。

記

本件は、大規模な太陽光発電事業であるため、事業対象区域内およびその周辺の自然環境や住民の生活環境への影響が懸念されることから、調査、予測及び評価にあたっては、専門家からの助言を取り入れるなど、適切な手法で進め、環境影響の回避または低減の検討を行うこと。ただし、現地調査の実施に当たっては、地域住民への十分な説明を行って理解を得たうえで行うものとし、苦情等が申し立てられた際には、申立人及び関係機関の指導等に対して誠意を持って対応すること。

また、太陽光発電事業の実施に向けては、地域住民や関係団体等の理解が不可欠であることから、十分な説明を行い、説明会実施の求めがあった場合には適宜開催するなど、丁寧に理解を得るように努めること。

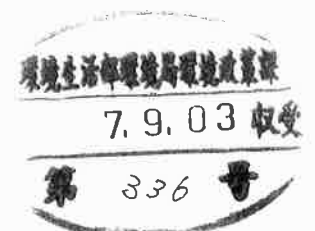
そのほか以下の点について留意して今後の計画を進めるよう努めていただきたい。

(1) 騒音、振動、反射光、低周波などについて

施設の稼働に伴う騒音および反射光等について、近隣住民や事業者から不安や懸念が示された際には、丁寧な説明を行うこと。

(2) 土砂災害について

本事業対象区域は、石狩川水系芦別川に隣接しており、周辺には民家や土砂災害警戒区域が存在していることから、土砂災害への配慮は重要であり、設置工事中及び設置後において安全が十分に守られるよう調査し事業を進めること。



(3) 動植物など生態系への影響について

専門家からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、本事業による影響を回避または極力低減すること。

(4) 太陽光パネルの破損および事業終了後の適正処理について

太陽光パネルには、有害な化学物質が含まれているとされているが、破損時の対応や事業終了後の太陽光パネルの適正な処分など近隣住民や事業者の不安払拭に努めるよう丁寧な説明を行うこと。

(5) その他

本事業については、「芦別市自然環境、景観等と太陽光発電施設の設置との調和に関するガイドライン」に基づき遺漏のないよう執り進めること。

以上